

「第 73 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 4 年 4 月 21 日（木） 17 時 45 分
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

それでは、ただいまより第 73 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開始します。
最初に都内の陽性者の状況等について私からご報告をいたします。

まず、本日時点の都内の感染状況となります。重症者数は 15 名、重症者用病床使用率は 5.5%ということで、下降傾向にあります。

一方、入院者数は 1,707 名、病床使用率は 23.6%ということで 20%台を横ばいの状態で推移をしております。

次に、国の動きですけれども、前回の都の対策本部会議以降、4 月 6 日に政府対策本部会議が開催されておりますけれども、基本的対処方針等の変更は行われておりません。

スライド下の方になります。近隣 3 県の感染状況ですけれども、重症者用病床使用率、病床使用率とも東京都とほぼ同じ水準で推移をしております。

これらを踏まえまして 4 月 25 日以降の都の対応につきまして取りまとめましたので、各局から報告をしていただきます。

まず、「東京都リバウンド警戒期間」、他につきまして総務局長お願いいたします。

【総務局長】

都は、4 月 24 日までの 1 か月間を「リバウンド警戒期間」として、様々な対策を講じてまいりましたが、感染状況や人流が増加するゴールデンウィークも迎えることを踏まえまして、5 月 22 日まで、「リバウンド警戒期間」を延長し、引き続き、医療の逼迫を招かぬよう、必要な取組を講じていくこととしたいと考えております。

まず、都民及び事業者向けの要請や協力依頼でございます「リバウンド警戒期間における取組（案）」を説明いたします。

対象となる区域は、都内全域、期間は 4 月 25 日、0 時から 5 月 22 日、24 時までとし、都民及び事業者向けに要請や協力依頼を行います。

都民向けの要請等でございますが、混雑している場所や時間を避けて行動すること、会食は少人数、短時間で実施すること等の協力を依頼するとともに、基本的な感染防止対策を徹底すること等を要請いたします。

特に、ゴールデンウィークに向けまして、ワクチン接種、検査の実施、帰省先や旅行先でも基本的な感染防止対策の徹底等について協力を依頼いたします。

次に、事業者向けの要請等でございます。

飲食店等について、認証店に対しては、原則、同一グループの同一テーブルへの入店案内を8人以内、滞在時間を2時間以内とすること等の協力を依頼いたします。

一方、非認証店に対しては、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とすること、酒類の提供・持ち込みは11時から21時までの間とすること等の協力を依頼いたします。

その他の施設への要請等でございますが、イベントを開催する場合、後ほど説明いたします規模要件に沿って施設を使用すること等を要請いたします。

また、長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図ること等の協力を依頼いたします。

学校、保育所等について、基本的な感染防止策の実施等の協力を依頼いたします。

また、大学等について、基本的な感染防止策の実施、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛等の協力を依頼いたします。

イベントの開催制限につきましては、イベント主催者等に対して、表に記載のとおり、規模要件に沿ったイベントの開催を要請いたします。

また、参加者等に対しまして、イベント等の前後の活動における基本的な感染対策の徹底等について協力を依頼いたします。

職場への出勤等について、テレワークの推進や、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼いたします。

最後に、例としてお示ししているような飲食、イベント、旅行等の活動に際して、TOKYOワクション等を活用したワクチン接種歴の確認や、陰性の検査結果を確認する等の取組を推奨いたします。

なお、本日、開催した感染症対策審議会におきまして、「リバウンド警戒期間における取組(案)」について、「妥当」とのご意見を頂戴しております。

説明は以上です。

【危機管理監】

次に医療提供体制等について福祉保健局長お願いいたします。

【福祉保健局長】

はい。私からは医療提供体制等についてご報告いたします。

こちらが現在の保健・医療提供体制の全体像でございます。

引き続き、第6波のピーク時に確保した医療提供体制を維持しております。

先ほどのモニタリング会議でお示したとおり、オミクロン株対策において重点的な取組が必要な高齢者、子ども向けの対策はさらに充実してまいります。検査体制についても強化してまいります。

充実する主な事項については、赤字でお示ししてございます。

確保病床については、臨時の医療施設として国と連携して 2 月に開設いたしました、旧東京女子医大東医療センターの後継施設の整備を検討してまいります。

ゴールデンウィークの医療提供体制については後程、個別の資料でご説明いたします。

検査体制については、無料検査を 1 日最大 5 万件体制とするとともに、5 月 22 日まで期間を延長いたします。

また、濃厚接触者への検査キットの配布期間についても同様に延長してまいります。

自宅療養体制につきましては、感染が広がっている若者向けの対策の一環として、学生を対象した感染予防チェックリストをツールも検討した上で、新たに作成してまいります。

高齢者対策については、後ほどご説明をいたします。

子どもへの対策につきましては、保育施設などの職員が実施する頻回検査を、4 月より、週 1 回から週 2～3 回に拡大して実施しております。

休日に小児の診療を行う医療機関の体制強化については、後ほどご説明いたします。

保健所体制については、感染拡大時の業務逼迫に対応するため、都が設置する保健所に導入している患者対応の進捗確認ツール、これが大変大いに効果が確認できたところでございますので、区市が設置する保健所に横展開をしております。

ワクチンについては、後ほどご説明いたします。

次に、高齢者対策に関する新たな取り組みについてご説明いたします。

まず、第 6 波でクラスターが多く発生した高齢者施設に対して、施設内での感染防止に向けた取組の支援体制を強化して、感染対応力を強化してまいります。

こちらが感染発生前から感染発生後まで全体像を示したものとなっております。

まず、高齢者施設等において、感染発生に対する対応力向上を図るため、専門家による事前研修や新たに創設します即応支援チームによる現地訪問等による個別支援を実施してまいります。

感染が発生したときには、専門相談窓口で施設からの電話相談に即時に応じて必要な対策をすぐにサポートいたします。

それに加えて、即応支援チームが 24 時間以内に現地に入って、施設の対策を支援して感染拡大を防ぐ形にしております。

次に高齢者施設への医療支援の強化についてでございます。

各地区の医師会が設置する医療支援チームを拡充しまして、往診体制を強化してまいります。

また、施設入所者への治療薬の投与を促進するため、施設の嘱託医が属する医療機関等が中和抗体薬・経口薬の登録センターに登録するよう、個々の施設に働きかけを強化してまいります。

高齢者施設への職員の応援体制の強化についてでございますが、これまで職員不足による施設運営の継続に支障が生じる施設への人的な応援体制を強化してまいりました。

一方で施設内療養を行う高齢者施設等においては、感染時はリハビリが中止となるためADLが低下するとういう課題がございました。

そのため感染収束後、速やかにリハビリを再開するため、理学療法士や作業療法士を派遣する仕組みを整備してまいります。

次に、医療機関における高齢者対策の強化でございます。

療養病床を新たにコロナ病床として確保するとともに、軽症・中等症の受入医療機関や都立・公社病院において、介護度が高い高齢者の受け入れ体制を強化いたします。

また、新型コロナの確保病床を効率的に運用していくため、新型コロナ治療終了後の高齢者の受入を積極的に行っている病院のノウハウを横展開して、転院を更に促進してまいります。

こうした取組により、高齢者が安心して療養できる環境を整備してまいります。

次に子どもへの対策の強化についてです。

休日に子どもが発熱した場合等の診療検査機関を強化するため、休日に小児診療を受けられる機会を充実いたします。

ゴールデンウィークにおける診療・検査体制についてでございます。

都内の診療・検査医療機関及び調剤薬局の医療提供体制を確保してまいります。

また、診療・検査医療機関は都のホームページで掲載してまいります。

咳、発熱などの症状がある方には積極的に受診いただけるようにいたします。

次に無料検査についてです。

感染不安を感じる無症状の都民の方に対しての無料検査を5月22日まで延長いたします。

ゴールデンウィーク中に帰省や旅行される方が、出発前さらに帰宅後に検査を受けられるよう、検査体制を確保していきます。

特に帰省先等で高齢者にお会いになる方への受検は呼びかけてまいります。

検査体制の強化に向けた支援といたしまして、感染拡大による検査需要の増加に備えて、都内検査機関の検査分析能力を強化するための高性能機器の導入や機器の増設を支援してまいります。

次にワクチンです。

先ほどのモニタリング会議において、3回目接種者の新規陽性者と重症者の発生割合は、2回目接種者と比べて顕著に低いという報告がありました。

また、都医学総合研究所の抗体保有調査の結果では、3回目接種から4か月経過後も抗体が高く維持されている傾向があり、3回目接種の有効性が確認されております。

一方で3回目の接種率は、都内全人口の約半分となっております。

特に若い世代での未接種の方が多いと、こういう状況になってございます。

こちらの方が、先ほどのモニタリングで話がございました、ワクチン接種の効果あるいは抗体保有の結果になってございます。

次お願いします。先ほどのモニタリング会議で専門家が行いました都民へのアンケート調査における結果が出てございます。

すべての世代で3回目の接種に前向きな意向があることがございますが、一方で「急がないが接種したい」、とこういう割合がかなりありまして、こういう方々に対しての接種を促進していく形をとります。

そのために、都の大規模接種会場の一部において運営方法を変更いたします。

まずドライブスルー会場であります神代植物公園で使用するワクチンをファイザーに変更して、接種対象に12歳から17歳までの方を追加いたします。

東京都立大学荒川・南大沢キャンパスでは、現在の接種対象に、40歳以上の方を追加いたします。

中小企業の方向けの会場である飯田橋と産業サポートスクエアTAMAは、接種期間を5月末まで1か月延長し、新社会人等、若い世代を中心に接種を促進いたします。

都では、現在ご覧の14会場とワクチンバス1日2万回の接種体制を用意してますので、ゴールデンウィーク前にできる限り接種していただく。

またですね、お忙しい方はゴールデンウィーク中にも開けておりますので、接種を促進していただくという形で考えてございます。

最後にTOKYOワクションの活用でございますが、TOKYOワクションについてですね、積極的に活用いただいて、安全な行動、安全な社会という形を築いていきたいと考えてございます。

私から以上です。

【危機管理監】

次に、企業の事業継続に向けた取組について産業労働局長をお願いします。

【産業労働局長】

私からは、企業の事業継続に向けた取組について報告をさせていただきます。

事業者の皆様には、テレワークや時差出勤など、人との接触を低減する取組の徹底をお願いいたします。

また、都として事業継続の後押しを引き続き行います。

ホテルで宿泊をしながらテレワークをする取組へのサポートや、同じくホテルを日帰りのサテライトオフィスとして提供する事業の実施期間など、リバウンド警戒期間の延長に併せて、ゴールデンウィーク期間中は除きますが、5月22日まで延長いたします。

また、日々の食料品を提供する中小のスーパーやコンビニでの働き手の確保支援における申込みの期間につきましても、やはり5月22日まで延長をいたします。

このほか、換気設備の導入など、業界ごとのガイドラインに沿って感染防止対策を行う取組に支援するほか、コロナ禍で営業に影響を受ける飲食事業者が新たにデリバリーサービ

ス等を始める際のサポートも継続して実施をいたします。

引き続き、こうした施策を総合的に展開いたしまして、事業者の皆様をサポートしてまいります。

以上でございます。

【危機管理監】

次に学校の対応について教育長お願いいたします。

【教育長】

はい。学校での対応について申し上げます。

まもなくゴールデンウィークを迎えますが休み中もこれまでの取組を緩めることなく、ご家庭での対策も含めて、感染症対策を徹底することが重要でございます。

学校におきましては、感染症対策にしっかりと取り組むため、児童・生徒への指導を行うとともに、保護者の方に家庭における健康観察等を行っていただけるよう、チェックリストを配布しまして、協力をお願いしてまいります。

また、都立学校におきましては連休明けの1週間を健康観察強化週間と位置付けまして生徒の健康状況の把握をより一層徹底してまいります。

あわせて、様々な教育活動に安心して取り組めるよう、修学旅行や部活動の大会等の参加に当たって、PCR検査を活用できる体制を整えております。引き続き取り組んでまいります。

また、教職員のワクチン接種につきましては3回目の接種が一層進むよう働きかけをしてまいります。

以上でございます。

【危機管理監】

報告のある局は以上と伺っておりますけれども、この参加者の中でその他ご発言のある方いらっしゃいますでしょうか。Webの方も含めて、いらっしゃいますか。

それでは最後に本部長からご指示をいただきます。

【本部長（知事）】

はい。ご苦労様でございます。

第73回のコロナ対策本部会議です。

現在感染者数、重症者数ともに減少傾向にあります。

一方で、本日のモニタリング会議におきましても、専門家から「新規陽性者数が十分に下がり切らないまま増加に転じることに、引き続き警戒が必要である。」との指摘がございました。

病床使用率は横ばい傾向となっており、依然として医療提供体制に負荷はかかっています。

こうした状況や、人流が増加するゴールデンウィークを迎えるということを踏まえ、都においては、「リバウンド警戒期間」を5月の22日まで延長することといたしました。

引き続き、医療の逼迫を招かないように必要な取組を講じてまいります。

取組等の具体的内容につきましては、先ほど関係局長から報告があったとおりでございます。

この後、都民・事業者の皆様に対しまして、改めて呼びかけを行ってまいります。

都民、事業者、医療従事者の皆様方には、多大なご協力、ご尽力を賜っております。深く感謝申し上げます。

そしてこの1か月間、都民の皆さんとともに、ワクチン接種を加速しつつ、検査・換気などの感染防止対策に取り組んで、何としてもリバウンド回避をしてまいります。

各局等においては、連携を密にして、全庁一丸となって対策に取り組んでもらいたいと存じます。

頑張りましょう。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして第73回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。